

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：12201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780481

研究課題名(和文)米国教員養成政策の形成過程-オルタナティブ・ルート政策の「選択」に着目して-

研究課題名(英文)Research on policy process regarding alternative route to teacher certification.

研究代表者

小野瀬 善行(Onose, Yoshiyuki)

宇都宮大学・教育学部・准教授

研究者番号：50457735

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米国教員養成政策の形成過程について教員資格認定制度の多様化に焦点を当て、なぜAlternative route to teacher Certification(以下ARTC)が「選択」されたのかを明らかにすることを目的とした。連邦法やテキサス州法における議論を分析し、高等教育改革が初等・中等教育と連動する形で進み、初等・中等教育改革の推進に資する教員の能力が追求され、ARTCが有力な選択肢となったことを明らかにした。大学をはじめとする高等教育機関の自主性や独立性が弱まり、教員養成は主に大学が担うのではなく多様な提供者が教員養成プログラムを提供するようになった過程を明らかにした。

研究成果の概要(英文)： The research regarding policy process of introducing alternative route to teacher certification(ARTC) has clarified the characteristic of teacher education reform in 1980s in the U.S. In specially, the research focused on 1998 Amendments to the Higher Education Act of 1965 P.L. 105-244 and Senate Bill 994 in Texas in 1987.

In this process, many actors who supported ARTC insisted that institution of higher education must service primary and secondary education, however haven't carried out their responsibility. For that reasons, the traditional teacher education was exposed to criticism from the actors and public. the purpose of Teacher education turned into the improvement on average academic achievement of primary and secondary students. The traditional teacher education suffered a loss of their prestige.

研究分野：教育制度論

キーワード：教員養成 多様な教員資格認定制度 アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

1980年代以降、アメリカ合衆国(以下アメリカ)の各州において教員資格認定のためのオルタナティブ・ルート(Alternative Route to Teacher Certification、以下 ARTC)が導入されている。ARTCとは、学士課程において教員になるための専門的訓練(教育実習を含む)をうけていない学士号取得者を対象とする教員資格認定である。多くの先行研究は、ARTC普及の要因を教員不足の解消、新自由主義的政策による帰結等と指摘する。

しかしながら、そうであるならば何故、各州は、臨時免許状制度の活用等の従来までの教員不足対応施策や他の政策ではなく、ARTC政策を「選択」したのだろうか。先行研究は、関連法制や各 ARTC プログラムの効果について多くの論議があるが、この問いに十分答えられていない。アメリカにおいても ARTC 政策に関する研究枠組みの検討が求められている。

2. 研究の目的

上記のような背景を踏まえ、本研究では、何故、各州において ARTC 政策が「選択」され、「安定」したのか(厳密には安定していない州もあり、何故「安定」しないのかという逆の問いも成り立つ)について考察を進めることを目的とした。

先述したように、先行研究では、この問いに答える方法論の面で課題が残されており、新たな「理論的枠組み」を検討する必要がある。そこで政治学等の政策形成過程研究の「理論的枠組み」から学ぶこととした。例えば政治学研究は、政策が変化しやすいまたは安定しやすい状況の特定、どのような政治が教育政策を形成するのかに関する説明、そして、それらの政策が政治的参加や未来の政策デザインに及ぼす影響、これらの点について理解を促すことを目的としている。多様なアプローチが採用されるが、政策の展開、安定性、変更を理解するために、アイデア、利益、そして制度(institutions)を政策の主要な決定要素とする「理論的枠組み」を共有する(McDonnell 2009)。他の学問領域の成果を踏まえ、ARTC政策、ひいては教員養成政策を分析するための方法論について検討を行うこととした。

3. 研究の方法

本研究では、既述した「研究目的」を達成するために、以下の作業・分析を計画的に進めた。

【1】教員養成政策研究への政策形成過程研究の「理論的枠組み」の適用可能性を探る

【2】事例州を選定し、ARTC政策の政策形成過程について比較を行う

【3】大都市部を抱える学校区の ARTC プログラムを分析し、その「安定」度を決定する要因及び帰結を明らかにする

何故、各州は ARTC 政策を「選択」したの

か。ARTC政策はどのように「安定」度を高めたのか(高められなかったのか)。この問いを解くための方法として、政治学等の政策形成過程研究の「理論的枠組み」を構築することを試みた。その上で事例州の ARTC 政策の形成過程を明らかにし、比較することとした。そして、「安定」度の高い ARTC プログラムを分析し、その要因とその帰結を明らかにすることを企図した。

4. 研究成果

(1) 平成 25 年度は、ARTC がなぜ「選択」されたのかを明らかにするため、教員養成政策研究に示唆を得るために政策形成過程研究について広く考察を行った。

また、アメリカ合衆国連邦法における ARTC 導入に関する議論を分析した。具体的には、1998 年にアメリカ連邦議会で議論がなされた HEA (1998 Amendments to the Higher Education Act of 1965 P.L. 105-244) を題材とした。同法は各州に教員候補者のための養成プログラムの改善、現職教員の資格認定の徹底を求めながら、同時に ARTC の導入を奨励する法案として注目されていた。そのため各州や教員養成プログラムに関連する機関や団体は ARTC プログラムに対して基本的にどのような態度をもち、いかなる距離をとろうとしているのかが明らかになるとのどはいかという仮説の基で分析を進めた。どのような政策を「選択」するのかについて各州の分析を目指す本研究の実施にも有益な示唆を得ることができると考えた。

具体的には、教員養成関連団体として、高等教育機関と直接的な関連が深いアメリカ教員養成大学協会(the American Association of Colleges for Teacher Education、以下 AACTE)、教師教育者協会(the Association of Teacher Educators、以下 ATE)を主な対象として設定し、2つの団体が ARTC に関する政策にどのように対峙したのかを明らかにした。

分析の結果、第一に、1980 年代後半から 1990 年代前半においては、ATE と AACTE とともに ARTC プログラムそのものに反対するのではなく、ARTC プログラムへの参加資格を厳しく規定すること、大学の参加を前提としたプログラムを開発すること、入職時における選考を伝統的な教員養成と同様の基準を行うことを、各州の教育当局に強く求めていたことを確認することができた。付言すれば、ARTC の導入により教員の資格認定のためのルートが多様化されていく現状を踏まえながら、資格認定の基準そのものが多様化していくことには強く反対していたことがわかる。そして、そのことは従来から教員養成を担ってきた高等教育機関の参加が不可欠な要件と考えられていたことが明らかである。

さらに第二に、ARTC が広範に普及し、さらに連邦政府による補助金交付の対象に明確

に位置づけられた今日では、ATEやAACTEは、ARTCプログラムの教員不足に対する貢献を一定程度認めたと上で、教員の能力や生徒の成績に与える影響（effectiveness）を測定する評価制度の構築を強く求めていることが特徴として挙げられる。このような評価制度を導入することにより、自らが主体的に関与している教員養成（例えば Professional Development Schools など）の存在価値をより高め、他方で不適切な ARTC プログラムを「市場」から淘汰することが目指されているといえよう。連邦政府や州政府のみならず、教員養成関連団体もまた、ARTC プログラムを受容しながら、総合的な教員評価制度の構築を推し進めようとしている現状が明らかとなった。

(2) 平成 26 年度は、平成 25 年度に引き続き、方法論の面において教員養成政策研究への政策過程研究の理論的枠組みについて考察を進めた。

また、事例分析については、テキサス州ヒューストン独立学区区(Houston Independent School District、以下 HISD)を訪問した(2014年5月27日から31日まで)。HISDにおける教員評価・職能開発システム(HISD Teacher Appraisal and Development System)について聞き取り調査を行うとともに、HISDのARTCプログラムである Effective Teacher Fellowshipを訪問調査した。同プログラムの責任者である Natalia Rubio 女史に聞き取り調査を行い、従来まで HISD が自主的に開設してきた ARTC プログラムとの違いやプログラムの具体的な内容について話を聞くことができた。女史が強調していたのは、「費用対効果(cost benefits)」であり、教育政策分野において「費用対効果」が考慮されている現状を明らかにすることができた。

(3) 平成 27 年度は、1987 年のテキサス州議会において審議、可決された 994 号法案(Senate Bill 994)の導入過程について分析を行った。同法は、教員志望者は一般科目(academic major)を専攻することが義務化され、教員資格認定に必要な学士課程段階での単位を制限することで、学士課程における教育学に関する専攻課程(major)が廃止された。また、同法案により ARTC は州の正規の資格認定制度として位置づけられた。「学校と大学の自律性と相互の協同を基礎に教職の専門性を高めることにより、専門職にふさわしい資格制度と待遇の改善を行政諸機関に要求する運動」とされる「第二の改革の波」とはおおよそ異なる改革手法や考え方が、なぜ採用されたのかについて、政策過程の分析を試みた。

分析の結果、教員資格認定制度改革は単独で行われた訳ではなく、州の立法や行政の影響力が強まる中で、州の初等・中等・高等教育改革の一環として行われたことが明らか

となった。教員資格認定のために学士課程段階の教員養成課程においてどのようなことが学ばれるべきかについては、教育学研究の「理論」の自律性、自律性、体系性、そして重要性によって定められるのではなく、上記の関係性の中で定められてきたことは 994 号法案の事例から明らかである。付言すれば、立法の過程において教員養成課程の「問題」が焦点化され、教育カレッジが改革を阻害する存在であるという論調が形成される中で、「典型的な教育方法中心の内容」の不備のみが取り上げられ、教育学研究における新たな「理論」の蓄積が必ずしも改革の中で活かされないという状況を確認することができた。

以上のことを換言すれば、テキサス州において、大学は、自ら蓄積してきた教育や研究の成果から少なくとも自発的ではなく、州の立法や行政といういわば「外圧」により改革を余儀なくされたといえる。テキサス州における 994 号法案をめぐる議論は、教育問題が政治課題化する時代において、教員資格認定制度改革における教育学の「理論」が立法過程で正当に評価されるために、どのような方策が考えられるべきかについて大きな示唆を有しているといえよう。また、大学が自らの学問的な自治より、初等・中等・高等教育という公教育体系のなかに位置づけられ、立法過程や行政のプロセスを通じて、「地域に必要な人材」を輩出することを命題としなければならなくなった典型例と解することもできる。

(4) 本研究の期間は、本来 3 年間の申請であったが、平成 27 年度途中で研究代表者が異動したため 1 年間の延長を申請した。平成 28 年度は、これまでの研究成果の一部を活かし、日本の教員養成制度改革について論考した。

具体的には、中央教育審議会(以下「中教審」)答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成のコミュニティの構築に向けて～」(2015=平成 27=年 12 月 21 日)を受け、改正された教育公務員特例法について考察した。同法の改正により、教育委員会と大学が相互に議論し、養成や研修の内容を調整するための場として、「教員育成協議会」(仮称)を創設すること、また当該協議会において教育委員会と大学やその他の関係者が教員の育成ビジョンを共有するための「教員育成指標」を設定すること、以上の制度改革を国主導で進めていくこと規定された。

教員育成協議会は任命権者が設置するとあるように、基本は都道府県単位での設置になることが予想される。しかし、都道府県内に教員養成系大学・学部や教職課程をもつ大学が複数ある場合もある。その場合には、そのすべてをどのような比率で参加させるのか(参加しないということはあるのか)という問題が生じることを指摘した。また、

教員養成課程の提供や実施の主体は大学であり、教員の任用（採用）および研修の計画や実施は任命権者である教育委員会が行うという、わが国の教員制度の原則が大きな転換を迎えようとしていることの問題点を明らかにした。

<引用文献>

小野瀬 善行、米国の教員養成関連団体における教員資格認定のためのオルタナティブ・ルートの受容、釧路公立大学紀要 社会学研究、第 27 巻、2015、57-66。

小野瀬 善行、アメリカ合衆国における教員資格認定改革と大学の役割について - 1980 年代における教育学主専攻の廃止に関する議論を手がかりに -、釧路公立大学地域研究、2015、13 - 22。

Vicky S. Dill. (1996) Alternative Teacher Certification in John Sikula (ed). Handbook of Research on Teacher Education second edition. macmillan

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

小野瀬 善行、米国の教員養成関連団体における教員資格認定のためのオルタナティブ・ルートの受容、釧路公立大学紀要 社会学研究、第 27 巻、2015、57-66。(査読無)

小野瀬 善行、アメリカ合衆国における教員資格認定改革と大学の役割について - 1980 年代における教育学主専攻の廃止に関する議論を手がかりに -、釧路公立大学地域研究、2015、13 - 22。(査読無)

小野瀬 善行、教員制度における教育委員会と大学の関係構築のための一考察 - アーティキュレーションの本質論の観点から -、清水一彦編著『グローバル社会における「学び」の連続性と接続問題(仮)』、東信堂、(2017 年発刊予定)(査読無)

[学会発表](計 2 件)

小野瀬 善行、米国の教員養成関連団体における教員資格認定のためのオルタナティブ・ルートの受容、日本教育制度学会第 21 回大会、2013 年 11 月 16 日、筑波大学(茨城県つくば市)。

小野瀬 善行、教員資格認定制度改革における教育学の「理論」の位置づけ - オルタナティブ・ルートの導入をめぐる議論を手掛かりとして -、日本教育学会第 73 回大会、2014 年 8 月 22 日、九州大学箱崎キャンパス(福

岡県福岡市)

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小野瀬 善行(ONOSE, Yoshiyuki)
宇都宮大学・大学院教育学研究科・准教授
研究者番号：50457735

(2) 研究分担者 なし
()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし
()

研究者番号：

(4) 研究協力者 なし
()